

共同実施制度の主なポイント（課程別）

	学部（学科）	短大（学科）	大学院（専攻）	
			修士・博士	専門職大学院
実施組織	各構成大学に共同学科を設置	各構成短大に共同学科を設置	各構成大学院に共同専攻を設置	各構成専門職大学院に共同専攻を設置
教育課程	<p>○構成大学が共同して教育課程を編成（1の大学が開設する授業科目を、その他の構成大学の教育課程の一部とみなして、同一内容の共同教育課程を編成）</p> <p>○各構成大学が主要授業科目の一部を必修科目として自ら開講</p>	<p>○構成短大が共同して教育課程を編成（1の短大が開設する授業科目を、その他の構成短大の教育課程の一部とみなして、同一内容の共同教育課程を編成）</p> <p>○各構成短大が主要授業科目の一部を必修科目として自ら開講</p>	<p>○構成大学院が共同して教育課程を編成（1の大学院が開設する授業科目を、その他の構成大学院の教育課程の一部とみなして、同一内容の共同教育課程を編成）</p> <p>○各構成大学院は学生がその他の大学院において受けた研究指導を、自校で受けた研究指導とみなす</p> <p>○学生が全ての構成大学院から研究指導を受けることができるよう、各々の学生について全ての構成大学院から研究指導教員を主担当または副担当として配置</p>	<p>構成専門職大学院が共同して教育課程を編成（1の専門職大学院が開設する授業科目を、その他の構成専門職大学院の教育課程の一部とみなして、同一内容の共同教育課程を編成）</p>
	<p>○共同教育課程のみを実施することは不可</p> <p>○ただし、大学院大学が新たに学部段階で共同学科を設けることは可</p>	<p>共同教育課程のみを実施することは不可</p>	<p>○共同教育課程のみを実施することは不可</p> <p>○ただし、学部のみを有する大学が新たに大学院で共同専攻を設けることは可</p>	<p>○共同教育課程のみを実施することは不可</p> <p>○ただし、学部のみを有する大学が新たに大学院で共同専攻を設けることは可</p>
各構成大学等における最低取得必要単位数	各構成大学において31単位以上	(2年制)各構成短大において10単位以上 (3年制)各構成短大において20単位以上	各構成大学院において10単位以上	各構成専門職大学院において10単位以上 (法科大学院、教職大学院では7単位以上)
学位	構成大学による連名の学位を授与	構成短大による連名の学位を授与	構成大学院による連名の学位を授与	構成専門職大学院による連名の学位を授与
教員	<p>共同学科の教員は、いずれかの構成大学に所属</p> <p>共同学科ごとに必要な専任教員数は、 ①各構成大学に置かれる共同学科を1つの学部とみなして全体の収容定員に応じ算定される合計専任教員数を算定 ②合計専任教員数を各構成大学に置かれる共同学科ごとの収容定員の割合に応じて按分(大学別専任教員数) ③ただし、大学別専任教員数が分野ごとに現行の設置基準で考えられ得る最小の教員数(最小専任教員数)に満たないときは、専任教員の数を最小専任教員数とする。</p>	<p>共同学科の教員は、いずれかの構成短大に所属</p> <p>共同学科ごとに必要な専任教員数は、 ①各構成短大に置かれる共同学科を1つの学科とみなして全体の収容定員に応じ算定される合計専任教員数を算定 ②合計専任教員数を各構成短大に置かれる共同学科ごとの収容定員の割合に応じて按分(短大別専任教員数) ③ただし、短大別専任教員数が分野ごとに現行の設置基準で考えられ得る最小の教員数(最小専任教員数)に満たないときは、専任教員の数を最小専任教員数とする。</p>	<p>共同専攻の教員は、いずれかの構成大学院に所属</p> <p>共同専攻ごとに必要な研究指導(補助)教員数は、 ①各構成大学院に置かれる共同専攻を1つの学科とみなして全体の収容定員に応じ算定される合計研究指導(補助)教員数を算定 ②合計研究指導(補助)教員数を各構成大学院に置かれる共同専攻ごとに収容定員の割合に応じて按分(大学院別研究指導(補助)教員数) ③ただし、大学院別研究指導教員数が分野ごとに現行の設置基準で考えられ得る最小の教員数(最小研究指導教員数)に満たないときは、研究指導教員の数を最小研究指導教員数とする。 ④この場合、最小研究指導教員数から大学院別研究指導教員数を減じた数の研究指導教員は、他の構成大学院に置かれる共同専攻の研究指導教員が兼務できる。</p>	<p>共同専攻の教員は、いずれかの構成専門職大学院に所属</p> <p>共同専攻ごとに必要な専任教員数は、 ①各構成専門職大学院に置かれる共同専攻を1つの専攻とみなして全体の収容定員に応じ算定される合計専任教員数を算定し、 ②合計専任教員数を各構成専門職大学院に置かれる共同専攻ごとの収容定員の割合に応じて按分(専門職大学院別専任教員数) ③ただし、専門職大学院別専任教員数が分野ごとに現行の設置基準で考えられ得る最小の教員数(最小専任教員数)に満たないときは、専任教員の数を最小専任教員数とする。 ④この場合、最小専任教員数から専門職大学院別研究指導教員数を減じた数の専任教員は、他の構成専門職大学院に置かれる共同専攻の専任教員が兼務できる。</p>
	学生	構成大学のうちいずれか1つの大学に本籍を置く	構成短大のうちいずれか1つの短大に本籍を置く	構成大学院のうちいずれか1つの大学院に本籍を置く
校地・校舎	<p>共同学科ごとに必要な校地・校舎面積は、 ①全体の収容定員に応じ算定される合計面積を、各構成大学に置かれる共同学科ごとの収容定員に応じて按分。 ②ただし、構成大学全体として十分な校地・校舎面積を有する場合であり、かつ、教育研究に支障がない場合には、各構成大学毎に上記の面積を有することを要しない。</p>	<p>共同学科ごとに必要な校地・校舎面積は、 ①全体の収容定員に応じ算定される合計面積を、各構成短大に置かれる共同学科ごとの収容定員に応じて按分。 ②ただし、構成短大全体として十分な校地・校舎面積を有する場合であり、かつ、教育研究に支障がない場合には、各構成短大毎に上記の面積を有することを要しない。</p>	<p>構成大学院全体として、教育研究に支障がないよう、十分な校地・校舎面積を有すること。</p>	<p>構成専門職大学院全体として、教育研究に支障がないよう、十分な校地・校舎面積を有すること。</p>
施設・設備	<p>共同学科の施設・設備は、各構成大学に置かれる共同学科を1つの学部(学科)とみなして学生数等に応じて必要とされる施設・設備を備え、かつ、教育研究に支障がない場合、各構成大学ごとに共同学科に係る施設及び設備を有することを要しない。</p>	<p>共同学科の施設・設備は、各構成短大に置かれる共同学科を1つの学科とみなして学生数等に応じて必要とされる施設・設備を備え、かつ、教育研究に支障がない場合、各構成短大ごとに共同学科に係る施設及び設備を有することを要しない。</p>	<p>共同専攻の施設・設備は、各構成大学院に置かれる共同専攻を1つの専攻とみなして学生数等に応じて必要とされる施設・設備を備え、かつ、教育研究に支障がない場合、各構成大学院ごとに共同専攻に係る施設及び設備を有することを要しない。</p>	<p>共同専攻の施設・設備は、各構成専門職大学院に置かれる共同専攻を1つの専攻とみなして学生数等に応じて必要とされる施設・設備を備え、かつ、教育研究に支障がない場合、各構成専門職大学院ごとに共同専攻に係る施設及び設備を有することを要しない。</p>